

議案第196号

福岡市事務分掌条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年12月11日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、花や緑などによる潤いや安らぎを感じるまちづくりの更なる推進を図るため、住宅都市局の名称を住宅都市みどり局に改める必要があるによる。

福岡市事務分掌条例の一部を改正する条例

福岡市事務分掌条例（昭和33年福岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条第11号中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（福岡市都市計画審議会条例等の一部改正）

2 次に掲げる条例の規定中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に改める。

- (1) 福岡市都市計画審議会条例（平成12年福岡市条例第24号）第7条
- (2) 福岡市建築審査会条例（昭和39年福岡市条例第97号）第9条
- (3) 福岡市住宅審議会条例（平成11年福岡市条例第27号）第9条